

入札監理小委員会の審議結果報告 港湾及び空港における発注者支援業務

国土交通省、内閣府の標記業務（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

国土交通省、内閣府の港湾及び空港における発注者支援業務（発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務）は、公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定され、市場化テストは 8 回目となる。契約は、各地方整備局又は事務所単位で行い、単年又は 2 年間の契約期間である。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

○前回の民間競争入札実施業務（平成 28～29 年度業務）に対する総務省評価を踏まえた検討がなされているか。

【総務省評価の内容】

本事業については、競争性の確保という点で 1 者応札の割合が高い（約 9 割）状況が継続していることから次期においても市場化テストを継続する。

しかし、来年度で評価 8 期目と長期化しており、これまでの資格要件緩和等の取組における改善も大きく見られないことから、競争性の改善が十分に見込めるかどうかを検討した上で、今後の取組を実施する必要がある。

具体的には、以下の取組について分析及び検証することが挙げられる。

- ① 発注単位の見直しを行い、民間企業の参入を促進させる余地があるか。
- ② 入札手続きの早期化の実施による競争性改善の余地はあるか。
- ③ 技術者に必要な資格取得についての PR を推進することは可能か。
- ④ 資格要件の緩和について、更なる改善の余地はあるか。

なお、本業務は、平成 24 年度から民間競争入札を開始し、次期で評価 8 期目となっていることから、今後の 1 者応札の改善に向けた取組の実施結果を踏まえ、今後も民間競争入札を継続すべきか総合的に判断する必要があると思われる。

【総務省評価への対応】

○実施要項案についてどのように検討したか。

<アンケート調査の実施>

平成 30 年 8 月 10 日から平成 30 年 8 月 24 日にかけて、昨年度アンケートの対象とした港湾及び建設コンサルタントの企業 83 社のほか、入札説明書をダウンロードした企業や道路、河川等の発注者支援業務を受注している企業を対象に計 108 社に調査を実施。

調査の結果、同業務に関心はあるが技術者の確保や継続した受注ができるかについて苦慮していることがわかった。また、「発注ロットが大きく必要な人員が確保できなかった」「管理技術者等の業務実績要件が厳しいとの意見がある一方で、入札要件の更なる緩和により、業務の品質確保に影響が生じる」「管理技術者の地域精通度等について加点が得られない」との意見が見られた。

<アンケート調査結果を踏まえた今後の取組の検討>

- ①技術者不足及び地元企業への入札参加を促すために、発注規模が大きい案件を分割化することを検討。
- ②入札公告の早期化を行い、落札決定後の技術者確保のための期間を設け、入札参加者の増加を図る。
- ③本省や各地方整備局において、港湾技術コンサルタンツ協会などに対して説明会を実施。
- ④「監督補助業務」、「品質監視補助及び施工状況確認補助業務」の総合評価において、地域精通度の評価が得られないとの意見があったことから要件を緩和。
(監督補助業務における実施要項案 16/53 頁、品質監視補助及び施工状況確認補助業務における実施要項案 15/52 頁)

3. 実施要項(案)の審議結果について

【論点 1】

地域精通度について、隣接する地方整備局が所管する地域における業務実績についても評価の対象としているが、国土交通省の整備局の範囲は大きく、隣接地域まで広がってしまうとかなりの広域となるため、地域性を評価する意義はあるのか。

→地域精通度については、発注した業務の地域と類似した自然条件下での業務実績を有するかについて評価する項目であり、隣接する地域であれば、気象や海象の条件はある程度共通していると判断できるため、地域精通度の評価の加点対象としている。

【論点 2】

他事業では、設計共同体(JV)の代表企業には同種実績を求めている一方で、それ以外の構成企業については、同種実績は求めないといった事例がある。港湾・空港における発注者支援業務も同様に、JVに参加している 1 者に対してのみ港湾・空港に関する

る業務実績の要件を設け、その他の構成企業に対しては港湾・空港の業務実績を問わないといった方法を検討することはできないか。

→JVの構成員は、構成員毎に業務を事業（港湾/海岸/空港など）・区域・施設・工事まで細かく区分し、それらを分担して実施するため、実績のない構成員が担当した場合、業務の品質確保及び安全性に支障を来す恐れがあることから、すべての企業・構成員に対して港湾・空港に関する業務の実績が必要であると考えている。

4. パブリックコメントの対応について

平成 30 年 9 月 18 日から平成 30 年 10 月 2 日まで実施されたパブリックコメントにおいて、2 者から 2 件の意見が寄せられた。

漢字等の修正意見であり、指摘事項の一部について修正を行った。

以上